

委員から寄せられた質問及び区の回答

【質問 1】

要支援者名簿は、どこで、誰が、どの範囲を管理しているのか？

役所？社協？町会？民生委員？包括？警察？などなど

それぞれを知り、誰が取りまとめをしているのか？していないのか？していないのであれば誰が望ましいのか？

【回答 1】

平成 25 年の災害対策基本法改正により、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務づけられたことから、大阪市でも対象者（※1）の名簿を作成しています。

「避難行動要支援者名簿」は、発災時において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために必要と認められるときは、避難支援等関係者（自主防災組織等（※2））へ名簿情報の提供に際し本人の同意を必要としないこととされており、災害時の備えとして提供する場合は、本人の同意を得ることとされています。

地域におけるつながりの希薄化等を背景とした社会的孤立など地域における生活課題が複雑化・深刻化するなか、福祉局が各区社会福祉協議会に委託して実施している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」において、「避難行動要支援者名簿」のうち、平常時の見守りに当たり地域への情報提供について同意が得られた方を「要援護者名簿」としてとりまとめたうえで、区役所が協定を締結した地域団体（区地域振興会の各連合振興町会及び区民生委員児童委員協議会）に提供し、災害時の備えとするとともに、同事業により区社会福祉協議会内に設置している見守り相談室において、要援護者名簿を活用した地域の見守り活動に対する支援を行っています。

各連合振興町会においては、連合振興町会長が管理責任者として、見守り活動の総括及び個人情報管理を行っています。また、各町会長がリスト管理者として、要援護者名簿を保有し、実際の見守り活動を行う支援者（班長等）を管理・監督するとともに、必要な情報共有を行っています。

区民生委員児童委員協議会においては、区会長が管理責任者として、見守り活動の総括及び個人情報管理を行っています。また、各地区の地区委員長がリスト管理者として要援護者名簿を保有し、各地区内の民生委員と情報共有して見守り活動を行っています。

※1 名簿の対象者

- ・高齢者（要介護 3 以上、要介護 2 以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）
- ・障がい者（身体障がい 1・2 級、知的障がい A、精神障がい 1 級、視覚障がい・聴覚障がい 3・4 級、音声・言語障がい 3 級、肢体不自由（下肢・体幹機能障がい） 3 級）
- ・難病患者等（人工呼吸器装着者等の医療機器等への依存が高い者）

※2 自主防災組織

「自分たちのまちは自分たちで守る」という共通の目的に向かって活動を行うもので、概ね小学校区単位で整備され、地域活動協議会などを中心とし、地域に居住及び勤務する広範囲な人員（連合振興町会、社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会、民生委員、女性会、PTA等及び地域住民を主要メンバーとし、マンション等管理組合、社会福祉施設、企業、NPOなどを含む）で構成されるもの。

【質問2】

また災害時の動きについて、先日もあった台風7号を例にあげて、どのような動きがあったのか教えてほしいです。

誰が、何処に、連絡をしたのか、避難所はどのタイミングで設立したのか？など

【回答2】

台風の接近時には、雨戸を閉めたり補強するなどの対策をとっていただき、自宅等にて暴風に備えていただくこととなりますが、大阪市避難所開設・運営ガイドラインに基づき、強い台風（※）が市域に上陸、あるいは接近するおそれがあるときは、状況に応じて自主避難所を開設するかを検討します。自主避難所では、長期の避難所生活を想定しない一時的な避難であることから、原則として食料等の提供はなく、ペット同伴は不可としています。

台風第7号の接近時は、自宅での待機に不安をもつ区民の方々のために自主避難所を8月14日午後5時に区役所3階区民ホールに開設し、テレビのデータ放送やラジオ、区役所のホームページ等で周知しました。その後、8月15日午後4時14分に大阪市域に発令中のすべての警報が解除されたことに伴い、自主避難所を閉鎖しました。

自主避難所の開設・運営以外にも、東住吉区災害対策警戒本部を設置し、関係機関（東住吉消防署、東住吉警察署、建設局平野工営所、建設局南部方面管理事務所等）と被害情報等の情報共有を図り、災害警戒にあたりました。

※大阪府の予想最大風速（陸上）が30 m/s以上（気象庁の強さ階級分けて「強い台風」以上に相当）となる場合を目安